

埼例規第19号・暴一

平成4年3月30日

埼玉県警察本部長

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律等運用要綱の制定について

(例規通達)

(概要)

本通達は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の規定に基づく

- 指定暴力団の指定のために必要な資料
- 指定暴力団の指定に係る意見聴取に関する手続
- 援助の措置に関する手続

等について定めている。